

① 申請

1号被保険者の方は、介護保険被保険者証（ピンク色）を添えて申請してください。紛失や破損等により被保険者証を添付することができない場合は再交付申請書を提出してください。2号被保険者の方は、医療保険の被保険者証のコピーを提出してください。

② 認定調査・主治医意見書

認定調査員が自宅等を訪問し、心身や日常生活の状況など、本人や家族から聞き取り調査をします。また、可能な範囲内で動作確認等も行います。認定調査と並行して、町から主治医へ意見書の作成を依頼します。

③ 認定審査会

認定調査票と主治医意見書をもとに、保健・医療・福祉の専門家による認定審査会において審査が行われ、介護の手間がどのくらいかかっているかで介護度が判定されます。

④ 認定

認定審査会の審査結果により、申請から1か月以内に認定の結果を新しい被保険者証に記載して通知します。ただし、認定調査の実施や主治医意見書が遅れた場合は1か月以上かかることもあります。